

徳島市上下水道局建設工事請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「審査要綱」という。）に基づき、徳島市上下水道局が発注する建設工事の競争入札及び随意契約について、請負業者（以下「業者」という。）等を公正かつ適切に選定するために必要な事項を定めるものとする。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、次の各号のとおりとする。ただし、随意契約による場合で、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 徳島市上下水道局が発注する配水管布設工事の競争入札に参加する者（以下「配水管布設工事業者」という。）に必要な資格は、建設業法に基づく水道施設工事の許可を受け、徳島市指定給水装置工事業者であり専ら給水装置工事を業とする者で、給水装置工事に3年以上従事し、相当の実績がある者で、準用要綱（審査要綱第2条において準用する徳島市の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（以下「徳島市審査要綱」という。）をいう。以下同じ。）第5条又は第6条の2の規定により、等級別格付けされた者とする。
- (2) 配水管布設業者以外の業者に必要な資格は、徳島市審査要綱第5条又は第6条の2の規定に定める方法により審査し、等級別格付けされた者とする。

(要綱規定の準用)

第3条 徳島市建設工事請負業者選定要綱（以下「徳島市選定要綱」という。）第3条第1号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第4条から第7条及び別表第2の規定は、徳島市上下水道局建設工事請負業者選定要綱について準用する。この場合において、これらの規定中「審査要綱」とあるのは「準用要綱」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同要綱の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同要綱の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる徳島市選定要綱	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	業者	配水管布設工事業者
	別表第1に掲げるとおり区分する。	A, B, Cの3等級に区分する。ただし、配水管布設工事業者以外の者について、徳島市審査要綱第5条の規定により区分された結果（以下「徳島市の格付結果」という。）は同条について適用する。
	前々年度以前5箇年間	前々年度以前3箇年間
第3条第2項第7号	工事成績による加減点	審査基準日の属する年度の前年度以前の3箇年給水装置工事件数
第3条第3項	業者に通知するものとする。	業者に公表する。
第5条	別表第2のとおりとする。	別表第2のとおりとする。ただし、配水管布設工事については別表第1の

		とおりとする。
第6条第4項	徳島市建設工事等に係る業者選定審査委員会規則(昭和60年5月1日規則第100号)	徳島市上下水道局建設工事等に係る業者選定審査委員会設置要綱
	徳島市建設工事等に係る業者選定審査委員会	徳島市上下水道局建設工事等に係る業者選定審査委員会

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。  
(水道局建設工事等請負業者選定要綱の廃止)
- 2 水道局建設工事等請負業者選定要綱は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に行った廃止前の水道局建設工事等請負業者選定要綱の規定による業者選定については、この要綱の相当規定により行ったものと見なす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に公告、情報開示及び指名通知した建設工事の競争入札及び随意契約の業者選定については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に公告、情報開示及び指名通知した建設工事の競争入札及び随意契約の業者選定については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に公告、情報開示及び指名通知した建設工事の競争入札及び随意契約の業者選定については、この要綱による改正前の要綱の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の選定要綱は、施行期日以降に格付けする業者、公告する建設工事に係る一般競争入札及び

指名通知する建設工事に係る指名競争入札から適用し、施行期日前に格付けした業者、公告した建設工事に係る一般競争入札及び指名通知した建設工事に係る指名競争入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の選定要綱は、施行期日以降に格付けする業者、公告する建設工事及び建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名通知する建設工事等に係る指名競争入札から適用し、施行期日前に格付けした業者、公告した建設工事等に係る一般競争入札及び指名通知した建設工事等に係る指名競争入札については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

(配水管布設工事)

等 級	標準発注金額	適 用
A	3,000 万円以上	
A B	1,000 万円以上～3,000 万円未満	
A-4 業者 B	800 万円以上～1,000 万円未満	(A-4 業者)に関してはA等級上位から4業者毎の順序で交替により循環させ指名する。
B-4 業者 C	500 万円以上～800 万円未満	(B-4 業者)に関してはB等級上位から4業者毎の順序で交替により循環させ指名する。
C	500 万円未満	